

## 令和5年第4回知内町議会定例会

- ◎ 招集年月日 令和5年12月 7日(木)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和5年12月 7日(木) 午前9時45分
- ◎ 閉会日時 令和5年12月 7日(木) 午後2時02分

### ◎ 出席議員

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 成澤五郎 | 6番  | 吉田峰一  |
| 2番 | 笠松悦子 | 7番  | 五十嵐捷爾 |
| 3番 | 松井盛泰 | 8番  | 木村一   |
| 4番 | 城地秀樹 | 9番  | 谷口康之  |
| 5番 | 山田顕人 | 10番 | 伊藤政博  |

- ◎ 会議録署名議員 4番 城地秀樹 7番 五十嵐捷爾

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

|            |     |         |
|------------|-----|---------|
| 町          | 長   | 西山和夫    |
| 副町         | 長   | 大野樹     |
| 総務課        | 長   | 森永茂     |
| 生活福祉課      | 長   | 高田正志    |
| 保健センター     | 長   | (高田正志)  |
| 地域包括支援センター | 長   | 笠松さおり   |
| 税務会計課      | 長   | 佐藤辰治    |
| 産業振興課      | 長   | 南一貴     |
| 産業振興課      | 参事  | 西野俊一    |
| 政策調整課      | 長   | 三原知明    |
| 建設水道課      | 長   | 澤田浩一    |
| 建設水道課      | 主幹  | 牧野覚     |
| 教育         | 長   | 堂下則昭    |
| 教育委員会事務局   | 長   | 長谷川将之   |
| スポーツセンター   | 長   | (長谷川将之) |
| 知内高等学校     | 事務長 | 南和敏     |
| 学校給食センター   | 長   | (長谷川将之) |
| 代表監査委員     |     | 西内貞治    |

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|       |   |      |
|-------|---|------|
| 議会事務局 | 長 | 上野真吾 |
| 議事    | 係 | 高田貴明 |

## 令和5年第4回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和5年12月7日(木) 午前9時45分開議

| 日 程    | 議 件 番 号            | 議 件 名                                   |
|--------|--------------------|---|
| 第 1    |                    | 会議録署名議員の指名 4番、城地秀樹君、7番、五十嵐捷爾君           |
| 第 2    | 委 員 会 報 告<br>第 1 号 | 議会運営委員会報告について<br>(委員長報告)                |
| 第 3    |                    | 会期の決定について                               |
| 第 4    |                    | 議長の諸報告                                  |
| 第 5    |                    | 町長の行政報告                                 |
| 第 6    | 委 員 会 報 告<br>第 2 号 | 総務文教常任委員会所管事務調査報告について<br>(委員長報告)        |
| 第 7    |                    | 追跡質問                                    |
| 第 8    |                    | 一般質問                                    |
| 第 9    | 議案第 1号             | 知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について                |
| 第10    | 議案第 2号             | 令和5年度知内町一般会計補正予算(第5号)について               |
| 第11    | 議案第 3号             | 令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)<br>について   |
| 第12    | 議案第 4号             | 令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について           |
| 第13    | 議案第 5号             | 令和5年度知内町水道事業会計補正予算(第2号)について             |
| 第14    | 議案第 6号             | 令和5年度知内町下水道事業会計補正予算(第2号)について            |
| 第15    | 議案第 7号             | 知内町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について              |
| 第16    | 議案第 8号             | 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について              |
| 第17    | 議案第 9号             | 知内町農村活性化センターに係る指定管理者の指定について             |
| 追加日程第1 | 議案第10号             | 令和5年度知内町一般会計補正予算(第6号)について               |
| 第18    | 意 見 書 案<br>第 1 号   | 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出に<br>ついて    |
| 第19    | 意 見 書 案<br>第 2 号   | 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の<br>提出について |
| 第20    | 議 長 発 議            | 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について                |

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

令和5年第4回定例会にお集まりいただきまして、ご苦勞様です。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和5年第4回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

## ● 会議録署名議員の指名

### ◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、城地秀樹君及び7番、五十嵐捷爾君を指名します。

---

## ● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。  
議会運営委員会は、去る12月1日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、成澤五郎君。

### ◎ 委員長（成澤五郎）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

令和5年第4回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

令和5年12月7日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。

令和5年第4回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和5年12月7日。知内町議会運営委員会委員長、成澤五郎。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、12月1日。出席委員、成澤、笠松、山田、谷口、各委員。欠席委員、吉田委員。説明員、なし。事務局、上野、高田。2、会期について、今定例会の会期は、12月7日（木）から8日（金）までの2日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4、付議案件について、付議案件は、委員会報告2件、諸報告1件、行政報告1件、一般質問1件、議案9件、意見書案2件、議長発議1件である。5、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりである。以上でございます。

### ◎ 議長（伊藤政博）

これで、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長より報告があったように進めてまいります。

---

● 会期の決定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日8日までの2日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日8日までの2日間に決定しました。

---

● 議長の諸報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

令和5年第3回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

---

● 町長の行政報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

みなさんおはようございます。令和5年第4回知内町議会定例会行政報告をさせていただきます。

まず1点目でありますけども、知内発電所40周年記念品の贈呈についてであります。知内発電所の稼働から40周年を記念して、北海道電力(株)知内発電所から下記の記念品が贈呈をされております。中央公民館においてはデジタルサイネージ、町内の小中高生にオリジナルエコバッグ等寄贈して頂いたところでありまして。北海道電力さんにおいては安心した電力供給を担うと共に知内町の発展に欠かせない役割を担って頂いたことに感謝を申しあげたところでありまして。

次に明治安田生命「私の地元応援募金」についてであります。明治安田生命が取り組む「地域の元気プロジェクト」の一環として、地元を支援する目的で明治安田生命に勤務する知内町にゆかりのある職員の募金と会社の寄付を合わせた「私の地元応援募金」の寄付があった

ものであります。金額については55万1,500円。これに関しては地域住民の健康増進分野での活用を予定しております。

次に渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。令和5年10月30日(月)に第2回定例会が開催されております。

同意第1号として、副広域連合長の選任について同意を求めることについて、鳴海清春氏が原案通り可決しております。

議案第1号については、令和5年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算(第1号)歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を14億9,260万9千円とするものであります。

議案第2号については、北海道市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議についてであります。議案第1号から第2号までは、原案通り可決されております。

認定第1号については、令和4年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計決算認定について原案通り認定をされているところであります。

次に北海道後期高齢者医療広域連合の動向について、令和5年11月20日に第2回定例会が開催されております。

議案第12号の令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第13号は令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第14号については、令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)歳入歳出それぞれ2億1,031万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億2,936万円とするものであります。

議案第15号については、令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算(第2号)歳入歳出それぞれ258億9,843万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,786億743万8千円とするものであります。12号から15号までは原案どおり可決されております。

次に渡島西部広域事務組合の動向についてであります。火災によるリサイクルプラザ施設の破損状況等についてであります。11月22日(水)午後1時40分頃、不燃物を取り扱うリサイクルプラザ施設内の破砕物搬送コンベア上で、リチウムイオン電池が発火原因と思われる火災が発生しております。

火災発生後、消防車の放水により鎮火をしております。

火災による被害は、不燃・不燃粗大ごみを処理する破砕物搬送コンベアのベルト部分とそれを覆っているカバーが主な被災箇所、放水による建物の被害については現在調査中であり、また人的被害はありませんでした。

同施設でも不燃及び粗大ごみの受け入れが困難となったことから、4町の不燃ごみの搬送は12月3日まで休止となり、各町で一時的保管することとなっております。

本格的な復旧まで、相当な期間を要するものとみられ、衛生センターでは、近隣市町の処分場での受け入れを調整中とのことであります。

当町としては施設の早期復旧を要請するとともに、不燃ごみの取り扱いについては再度、町民へ注意喚起を行っていきたく思っております。

町民の皆様には、ご不便をお掛けすることもあるかもしれませんが、御理解ご協力をお願いいたします。以上で報告を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

---

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、吉田峰一君。

◎ 委 員 長（吉田峰一）

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

令和5年度における総務文教常任委員会の所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年12月7日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

令和5年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和5年12月7日。知内町議会総務文教常任委員会委員長、吉田峰一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、令和5年6月8日（木）、令和5年8月9日（水）（2日間）。2、調査委員、委員長、吉田峰一、副委員長、五十嵐捷爾、委員、成澤五郎、委員、笠松悦子、委員、松井盛泰、委員、城地秀樹、委員、山田顕人、委員、木村一、委員、谷口康之、委員、伊藤政博。3、欠席委員、委員、松井盛泰（令和5年8月9日）。4、説明員、大野副町長、森永総務課長、帰山財政係長。5、事務局員、上野事務局長、高田主事。6、調査事項、行財政改善計画の達成状況及び財政運営適正化計画について。

7、調査意見

知内町では、平成26年度以降、実質単年度収支が6期連続で赤字になるなど歳出超過の傾向が続き、基金については、総額で約21億4,000万円まで減少し、特に財政調整基金は約1億8,000万円まで減少しており、予算編成水準を早期に見直すことが喫緊の課題となっていたことから、中期的な行財政の改善を多角的に推進するため、令和2年3月に行政事務におけるコスト縮減や、機構の見直しによる組織のスリム化と人件費の抑制、各種事業の再編等を積極的にすすめるため「知内町行財政改善計画」が策定され、令和5年度末で計画期間が満了となったことからその達成状況について調査を行った。また今後40年間で90億円を超える公共施設の施設整備費が見込まれることから、基金の繰入・積立・地方債残高等の上限の設定等を盛り込んだ「知内町財政運営適正化計画」が令和5年3月に策定さ

れたことから、その計画内容について調査を行った。

「知内町行財政改善計画」の達成状況については、新型コロナウイルス感染症対策による影響もあるなか、事務・事業経費の見直しや再編、旧中ノ川小学校の売却等により、令和4年度末時点で目標としていた、財政調整基金残高を増加に転じさせることができたことは町の努力が伺えるところである。

「知内町財政運営適正化計画」について、計画期間は令和5年度から令和8年度の4年間とし、2年ごとの前後期に分け、経済情勢や決算状況に応じ見直しが可能となるよう策定されている。起債残高は平成14年度の87億400万円をピークに令和4年度末現在では49億3,600万円となっている。今後はこの起債残高の上限を58億円に設定し、その範囲内で各種施設の維持管理が行われることとなる。また財政調整基金残高については、平成14年度の3億3,800万円をピークに平成31年度には1億7,500万円まで落ち込んでいたが、前述の知内町行財政改善計画による歳入歳出構造の見直しにより令和4年度末では8億6,500万円となっている。

今後は、当該計画により改善された歳入歳出構造を維持しつつ、消防庁舎や知内高校、スポーツセンター、公営住宅などの各種公共施設の維持管理や改修等が行われるものと思うが、子育て関連や少子高齢化事業、人口減少対策等のソフト面についても積極的に投資を行い、町民サービスの向上に努められる様期待するものである。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、総務文教常任委員会所管事務調査報告を終わります。

---

● 追跡質問

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、『追跡質問』を行います。

質問ありませんか。

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

令和5年3月定例会において、知内町地域防災計画について一般質問させていただきました。その追跡質問でございます。

知内町地域防災計画において被災地方公共団体における授受体制やボランティアの受入体制について1点目。2点目が毎年開催しなければならない知内町防災会議や組織及び構成委員の選定について。3点目が社会福祉協議会との連携と防災センターの立ち上げに関すること。4点目が防災の日にあわせた避難訓練の実施。災害対策本部と役場職員や関係機関への周知等役割と5点ほど議論させていただきました。そこで知内町地域防災計画の見直しは、どの程度の進捗状況なのかお知らせ願います。

また、出来れば3月までには改訂版をという前総務課長の答弁でしたけれども、なかなか分厚い冊子の計画書であります。余程の労力と時間がかかるのかなというふうに思われますけれども、実際いつ頃改訂版が示せるのかお知らせ願います。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

この案件については、3月の31日で改訂済みであります。ただ今後の動きとして防災本部の中で設置場所、運営非常配置体制について定めておりますけれども、その中で職員の動員計画や班毎の災害対策本部の業務分担などがありますが、この計画の中身がまだ浸透していないという状況がありますので、まずその辺をこの12月の中でまず職員にこの防災計画のそれぞれ説明をさせて頂いて、今後それぞれが携わる部門等の周知徹底を図りながら進めていきたいと考えております。ただ、今防災会議でそれぞれ13町内会で動いて頂いておりますけれども、その避難場所を設置することによってレイアウトだとか、まだまだ細かい部分を提示しながら、そして防災会議にて都度修正しながら今後対応していかなければならない部分もありますので、それらを精査した中でこれから進めていければと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

今、最初の方聞き漏れたのかな、聞き間違えたか、前年度の3月末で大体もう、今年ですよ、まだ済んではいないんですよ。もう1度お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

令和5年の3月31日で改訂済みということです。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

令和5年の3月31日、もう改訂済みという事ですね。分かりました。

改定されているということで、内容の方まだ私ちょっと確認してなかったんですけども、いろいろと私でも5点程の議論させてもらったんで、その他にも多々あったのかなというふうには思うんですけども、それともう1点、知内町防災の日に併せてですね、いろいろな防災訓練が出来ればと思っていると、そして最終的には防災の日に併せて避難訓練を進めて行きたいというような町長の答弁でございました。

そこで、数年後には町全体で避難訓練、または防災訓練を行いたいという考え方で解釈してよろしいでしょうか。もう1度お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

防災の日9月24日でありますけれども、本来であれば小谷石地区を中心に防災訓練を広めるところなんですけれども、ただ全体とすればちょっとハードルが高いのかなと思っております。それで今後の対応なんですけれども、役場と一部町内会を巻き込んだ防災訓練は必要だと考えておりますので、その辺はまたいろいろ議論をした中で最終決定をさせて頂ければなと思っております。ただ50年という歴史の中で小谷石災害ありましたので、小谷石と役場



との本部体制の連携の中で1度自分とすればやってみたい。そしてまた近隣の町内会等の共同の中で、それぞれやっていきたいなと思っております。ただ全体で難しいというハードルが高いだろうというお話をさせて頂きましたけれども、いろいろ情報収集しながらどういうやり方があるのか、それも検討しながら最終的には全体の中で防災訓練出来ればと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

まだその辺りが精査されていないということで、改訂版が出来たというのもちょっと疑問には思うんですけども、再度ですね私ももう少し勉強させてもらって、もう1度改訂版を見て勉強させて頂きたいなというふうに思いますので、これで追跡質問を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に追跡質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これで追跡質問を終わります。

---

● 一般質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあったものより行います。

発言を許します。

4番、城地秀樹君。

◎ 4 番（城地秀樹）

それでは私の方からご質問させていただきます。

鳥獣害（ヒグマ）対策についてでございます。今年は、夏場の異常高温の影響から、山間部に餌となる木の実が少なく、ヒグマが人里まで降りてくる事例が報道等でも多く取り上げられ、先般隣町においてはヒグマに襲われ死亡する事故が発生し、当町の消防職員も登山中にヒグマに襲われる事故が発生しているところです。また、町内でも昼夜問わずに目撃情報が寄せられ、その中でも居住区域や学校施設・パークゴルフ場周辺等での目撃情報が相次いでおり、鳥獣被害対策実施隊によるパトロールなどの対策が講じられていることと思います。そこで、今後における鳥獣害対策について伺います。

具体的な内容につきましては、（1）実施隊への支援策について。（2）緩衝帯の造成について。

（3）教育・保育施設への鳥獣侵入防止策についてでございます。よろしく願いいたします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

説明をさせていただきます。町内における熊出没時のハンターの出動状況でありますけれども、昨年は51件、今年度は現時点で79件と大幅に増加しており、捕獲頭数は箱罠で9頭、銃

器で5頭となっているところでもあります。熊の出没情報が寄せられた際には、ハンターや木古内警察署などと連携を図り、現地パトロールや付近住民へのチラシの配布、防災無線による周知をおこない、また、各学校では教職員が巡回やメールによる注意喚起をし、保護者は登下校時の送迎対応をするなど、町全体で被害防止に取り組んでいるところでもあります。

そこで、鳥獣被害防止対策についてであります。1点目の実施隊への支援については、熊の捕獲奨励金は、国費と町費をあわせて1頭あたり5万3千円で出動謝金は1日あたり5千円を支給している状況です。また、ハンターの保険掛金の一部助成や非常勤公務災害に加入するなどの支援を行っているところでもあります。これらについては、今後も引き続き支援してまいります。国や北海道の予算動向を見ながら単価の見直しなども考えて参りたいと思います。

続いて2点目の緩衝帯整備についてでありますけれども、従前より出没情報の多いスキー場付近の町有地について実施してきましたが、今年度は新たに湯ノ里町内会周辺や元町町内会館裏の散策路に整備をしております。令和6年度予算に向けて公共施設周辺など、熊が出没している場所の整備要望を現在役場内部で取りまとめをしている最中であり、令和6年度予算に盛り込んでいきたいと思っております。

続いて3点目の教育・保育施設への鳥獣進入防止対策であります。今後、認定子ども園の敷地内へ侵入防止対策について、専門家の意見を聴くなどして効果的な対策を検証して参るところであります。

また、通学時の自己防衛策として小中学生に対し、熊よけ鈴の配布及び熊を撃退するスプレーを導入し、各学校に配布するなどの対応を進めて参る考えであります。以上です。よろしく願いいたします。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

4番、城地君。

#### ◎ 4 番（城地秀樹）

ご答弁をいただきました内容につきまして、再度お伺いいたします。1点目としましては、実施隊の支援は単価の見直しなどを考えたいとの事ですが、1日あたり5千円の単価は、実働どのくらいの時間を想定したものでしょうか。例としまして、もし朝から晩遅くまでの単価であるならば、あまりにも安い単価ではないでしょうか。非常に危険を伴う特殊作業であり、5千円を基準として出動時間に応じた単価の見直しの考えがないかお伺いします。

また渡島西部他の3町との支援体制、4町の協力体制はどのようになっているのかお伺いします。私の木古内町にいる友人でございますけれども、松前町から要請を受け、協力したとの情報もございます。

2点目としまして、ハンターは年々高齢化が進んでいると聞いてございますけれども、後継者の育成はどのようになっているのかお伺いいたします。また、今後具体的にどのようにしていくのかお伺いします。

3点目としましては、熊の移動がスキー場付近からしおさい橋周辺までの広範囲となっております。移動方法として知内川の中州に柳が繁茂しており、非常に隠れやすい場所となっており、サケの遡上を見計らって隠れているとの情報の見解もございます。根本的な対策として、中州、柳を無くする事が必要と思っております。先月の報道で、国から初めて熊対策の補正予算が計上されました。当然知内川は北海道の所管でございますけれども、道との協力体

制の中で綺麗にする等対策が講じられないかお伺いします。よろしくお願ひいたします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

まず、第1点目の単価、知内は1日5千円という事なんですけども、今、議員が仰るとおり危険の伴う案件でありますので、果たしてこの金額が妥当なのかということなんですけれども、今、近隣町でそれぞれ単価の違いはございます。ただ1日という想定の中でやっている所もありますし、時間いくらという設定の中でやっている所もあります。それで今大体ハンターがそういった危険を伴うパトロール等をするということになれば、果たして1日8時間と想定して、そんなにやりきれぬのかという問題もありますので、じゃあ1日何時間程度が妥当なのかということになれば、まだちょっと詳しい話はしていませんけれども、自分個人的には3時間くらいが限界なのかなと思っております。その中で出勤謝金をどうするかということで、福島は例えば大体2,800円ちょっとでやっている状況もありますので、時間給であります。その中で、じゃあどれ程度が妥当なのかということを考えれば、確実に言えるのは、知内の1日5千円というのは出勤謝金としてどうなのかという疑問はもってまずので、これから内部で検討して上げる方向で調整をさせて頂きたいと考えております。

それと高齢化になっているということで、今一生懸命活動している方々も77歳くらいの方もおりますので、高齢化している状況は間違えないだろうと思っております。ただ、今、若手のハンターが3名、免許を習得して頂いたという状況もございます。更にその方々をどうやって育成してくかという課題もありますので、今ベテランのハンターがいるうちに若手教育が出来るのか、そして役場庁内でも1名ハンターの資格を取った方がおりますので、その方をどう育成して、将来の鳥獣害駆除に携われるかということも想定しながら、もう少し内部で検討させて頂ければなと思ってしております。ただ自分の思いを伝えたのは、専門的な職員ということで3年4年ある程度、ベテランのハンターの育成をする機関というか、行動を共にする機関があってもいいだろうと、そういう現場の経験を積んだ中で将来的にそのハンターが、また若い世代に技術を継承するということも必要だと思ってしておりますので、その辺は柔軟にこれから検討させて頂きたいと思っております。

それと熊の移動なんですけども、スキー場からいろいろあるんですけど、やっぱり北海道河川、知内川をメインにして移動しているということは間違いないだろうと思っておりますし、それぞれ河川、繁茂だとかしておりますので、その中で身を隠す所が多々有るということで、それを伝わってある程度あちこち移動している場面もありますし、また地区地区ではそれぞれ山越えして移動している状況もあるだろうと思っております。それで最終的に出てくる熊ですけども、今いろいろ報道で言われているのは議員仰るように、山の環境、クリ、ドングリだとかいろいろ餌不足というのも1つありますし、今北海道で出ているのは春熊の駆除を再開させる、それは一部地域に限定したことでありますけれども、それがずっと禁止していた状況もありますし、その影響で熊が増えているという話もありますので、それらを総合的に含めた中で、これから対策が必要なんだろうと思っておりますので、それは今、北海道に要請中であり、北海道の河川管理がありますのでそこを伝えて熊が移動しているということは間違いないだろうということで、北海道にもその辺の支援を要請しておりますし、また北海道独自で環境省にハンターの育成と、あとは熊の相当被害出ておりますので、その出勤

謝金だとかいろんな観点で今環境省にお願いをしている部分もありますので、今後それらと考え方を共有しながら進めていければと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、城地君。

◎ 4 番（城地秀樹）

以上で質問を終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、一般質問を終わります。

次に只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

議員の皆様には、大変忙しい中、令和5年第4回知内町議会定例会にご出席をいただきありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案9件であります。

議案第1号の知内町職員の給与に関する条例等の一部改正については、令和5年度国家公務員の給与改定に関する人事院勧告に伴う本町職員の給与並びに期末手当及び勤勉手当の支給率、特別職及び議会議員の期末手当の支給率の改定にかかる規定を整理する為、関連する条例を改正するものであります。

議案第2号の令和5年度知内町一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出それぞれ2億2,730万6千円を追加し、総額を50億6,583万9千円とするものであります。補正の主な内容は、ふるさと納税関係で基金積立等に1億3千万円の追加、国の補正予算の住民税非課税世帯支援事業の1世帯7万円の支援給付で、5,365万9千円の追加が主なものであります。

議案第3号の令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ58万円を追加し、総額を6億177万8千円とするものであります。補正の主な内容は、北海道保険給付費等交付金の精算返還金であります。

議案第4号の令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ253万円を追加し、総額を6億1,323万4千円とするものであります。補正の主な内容は、介護システム改修事業の追加によるものであります。

議案第5号の令和5年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出の営業費用に90万円の追加で、配水管等修繕費として追加補正するものが主な要因であります。

議案第6号の令和5年度知内町下水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出の営業費用に寒路修繕費等として137万円を追加し、営業外費用に一般会計繰出金として315万6千円を追加補正するものであります。

議案第7号の知内町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、令和3年度に策定した令和3年度から令和7年度の5ヵ年計画に除雪機械更新事業等の追加に伴う計画内容に変更があった為、議会の議決をお願いするものであります。

議案第8号の定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、南北海道定住自立圏共生ビジョンは、函館市が中心となり道南18の関係自治体が連携協力し、計画を策定しておりますが、令和6年度から5ヵ年の第3次の共生ビジョンを策定するにあたり、新たに連携して取り組む事項の追加及び文言を整理し、変更協定を締結するものであります。

議案第9号の知内町農村活性化センターにかかる指定管理者の指定については、令和6年3月31日で協定期間が満了となることから、令和6年4月から5年間の管理者を募集したところ、社会福祉法人あすなろ福祉会から再度申請がありましたので管理者として致したく議決をお願いするものであります。

議案等の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上であります。

---

## ● 議案第1号 知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第1号、『知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

### ◎ 総務課長（森永 茂）

議案第1号、知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

説明資料で説明しますので、説明資料の3ページをお開き願います。

今回の改正の理由ですが、令和5年度の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、本町における職員の給与並びに期末手当及び勤勉手当の支給率、特別職及び議会議員の期末手当の支給率の改定に係る規定を整理するため、関連する条例を改正するものです。

続きまして改正の概要です。第1条・第2条による改正は、職員の給与に関する条例の改正です。まず①の期末手当・勤勉手当の関係です。一般職員については、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05か月分引き上げするもので、令和5年度は12月に期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05か月分引き上げ、令和6年度は6月と12月に期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.02か月分引き上げるものです。

また暫定再任用職員については、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025か月分引き上げるもので、令和5年度は12月に期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025か月分引き上げ、令和6年度は6月と12月に期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.0125か月分引き上げするものです。

続きまして②の給料表の関係です。給料月額を平均で3,117円引き上げするもので、これは初任層、若年層に重点をおいた引き上げとなっております。

次に4ページです。第3条・第4条は町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に対する条例の改正です。期末手当0.1か月分を引き上げするもので令和5年度は12月に0.

1 か月を引き上げ、令和 6 年度は 6 月と 12 月にそれぞれ 0.05 か月分を引き上げするものです。

続きまして第 5 条は議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の改正です。期末手当 0.1 か月分を引き上げするものです。

続きまして施行期日等についてです。施行期日は交付の日から施行し、第 2 条、第 4 条の規定については令和 6 年 4 月 1 日から施行し、第 1 条、第 3 条及び第 5 条の規定については令和 5 年 4 月 1 日まで遡って適用する内容となっています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 1 号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩致します。

再開は、10時50分と致します。

（ 休憩 午前 10 時 33 分 ）

（ 再開 午前 10 時 50 分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

---

● 議案第 2 号 令和 5 年度知内町一般会計補正予算（第 5 号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 10、議案第 2 号、『令和 5 年度知内町一般会計補正予算（第 5 号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案第 2 号、令和 5 年度知内町一般会計補正予算（第 5 号）について。

令和 5 年度知内町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 2、

730万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6,583万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出の方から説明しますので25ページをお開き願います。1款1項1目議会費に21万3千円を追加し、4,489万7千円とするものです。3節職員手当等に先程議案第1号で議決を頂きました議会議員に対する期末手当の支給率引き上げに伴い、不足分を追加補正するものです。

次に26ページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に1,870万円を追加し、8,853万円とするものです。8節旅費の普通旅費で今年度におけるこれまでの実績から今後不足が見込まれる分を追加補正するものです。また13節委託料でLGWAN系機器更新業務委託料を追加補正するものですが、詳細につきましては、説明資料で説明しますので説明資料の5ページをお開き願います。

現在職員が使用しているLGWAN系ネットワークに接続しているパソコンに搭載されている基本ソフトのWindows10については、令和7年10月14日がサポート期限になっており、それ以降のパソコンの安定稼働やセキュリティが確保されず、ウイルス感染などの危険もあることからWindows11が搭載されているパソコンに更新する内容となっています。このタイミングで更新する理由としましては、デスクトップ型からノート型への移行の変更により、パソコンを会議室に持ち寄ることが可能となる為、打合せ資料等を紙に印刷しないなど、会議等のペーパーレス化を推進する事などを目的としています。

5番目の令和5年度中に実施する理由ですが、Windows10のサポート終了に伴いまして、令和6年度から全国的にWindows11搭載のパソコンの需要が高まり、品薄となることも想定されることから令和5年度中にWindows11搭載のパソコンを導入したいと考えております。

実施内容及び事業費ですが、LGWAN系に接続するパソコン90台の更新等で1,820万円の事業費を見込んでおります。以上で1目一般管理費の説明を終わります。

議案の方に戻って頂きまして、27ページです。4目財政調整基金費に6,112万3千円を追加し、2億6,020万円とするものです。24節積立金でふるさと納税寄附金の増に伴うふるさと創生事業基金積立金の追加補正と、行政報告でも説明した明治安田生命私の地元の応援募金を地域福祉基金に積立する追加補正です。

次に28ページです。11目自治振興費に2,542万6千円を追加し、3億946万7千円とするものです。10節需用費と13節使用料及び賃借料でふるさと納税に係る謝礼特産品の購入費や納税納付代理システム利用料等を補正するもので、詳細につきましては説明資料7ページを後程ご参照願います。

次に29ページです。15目地域創生推進費に33万円を追加し、2,493万3千円とするものです。2節給料で先程議案第1号で議決を頂きました一般職員の給料表改正が会計年度任用職員にも準用される事から、会計年度任用職員である地域おこし協力隊の給料について追加補正するものです。

続きまして、ページ飛びまして42ページをお開き願います。9款1項1目消防費から169万1千円を減額し、2億5,057万1千円とするものです。18節負担金補助及び交

付金の渡島西部広域事務組合負担金で知内消防署費の関係です。退職手当組合負担率変更による共済費の減が主なものとなっております。

続きまして47ページをお開き願います。13款1項1目職員等給与費から2,303万5千円を減額し、7億1,794万8千円とするものです。2節給料の職員給料で先程議案第1号で議決を頂きました一般職員の給料表改正により給料月額額が引き上げられ、令和5年7月1日に遡って支給となることから不足分を追加補正するもの。3節職員手当等の管理職手当で管理職の数に変更となったことから不足分を追加補正するものです。また、4節共済費の退職負担金で令和5年4月1日から令和15年3月31日までの間、定年退職者、定年延長の関係ですね、定年退職者が隔年となる為、退職手当負担金が1/2となる為、減額補正するものとなっております。以上で総務課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

### ◎ 生活福祉課長（高田正志）

それでは、30ページをご覧ください。2款総務費、3項1目戸籍住民登録費に781万6千円を追加し、1,542万2千円とするものです。12節委託料に戸籍関連システムの改修の為の委託料を追加するものです。これらについて説明資料にて説明しますので、資料の12ページをご覧ください。戸籍情報システム等改修事業です。概要ですが、デジタル社会形成整備法附則第73条において「政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続きにおいて、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、必要な措置を講ずるものとする。」とされ、デジタル社会の実現に向けた重点計画において、戸籍における氏名の読み仮名の法制化にかかる法案が令和5年6月に可決・成立されました。本町においても氏名の読み仮名に係る戸籍法の改正に対応する為、戸籍情報システム及び戸籍の附票システムの改修、また、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等ができるよう住民基本台帳システムの改修が必要となります。

その為の事業費として、戸籍情報システム改修事業に334万4千円、戸籍附票システム改修事業に148万5千円、住基記録システム改修事業に298万7千円の計781万6千円を計上するものです。

財源内訳は全て国・道支出金となります。尚、これらの改修事業は本年中に補助申請しなければならないことになっております一方で、その使用が示されておらず本年度内では事業が終了しない為、本予算は次年度に繰り越す見込みであることを申し添えます。

次に議案31ページです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に5,365万9千円を追加し、1億6,615万1千円とするものです。11節役務費から18節負担金補助及び交付金に住民税非課税世帯に対する支援事業の経費を追加するものです。これらについて説明資料について説明しますので、資料の13ページをご覧ください。

令和5年度知内町住民税非課税世帯支援事業の追加給付です。

概要ですが、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への負担が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1世帯当たり7万円の支援給付をするものです。



対象者は、基準日におい当町に住民登録があり、令和5年度の住民税が非課税である世帯です。760世帯を見込んでおります。尚、基準日については、この資料作成時にはまだ示されておりませんが、その後12月1日を基準日とする旨の通知がありましたので、12月1日時点の当町住民登録者を対象と致します。

尚、先程全員協議会の資料にですね、この基準日のところの6月1日となっておりますが、そちらは誤りでございます。申し訳ございませんでした。

支給につきましては銀行振込となりますが、プッシュ型と呼ばれる方々には年内ぎりぎりにはなるかと思いますが、振込み出来るよう準備を進めて参ります。事業費は11節役務費から18節負担金補助及び交付金まで合計5,365万9千円、財源は国、道全て国・道支出金としていますが、先程の全協でも説明させて頂いたとおり3月で財源の調整を予定しております。

議案に戻り32ページをご覧ください。5目介護保険費に132万3千円を追加し、9,846万6千円とするものです。27節繰出金に介護保険特別会計に不足と見込まれる額を繰出すものです。

次に33ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に397万7千円を追加し、2,194万8千円とするものです。18節負担金補助及び交付金、19節扶助費に不足と見込まれる額を追加するものです。

次に34ページです。2目児童措置費に148万6千円を追加し、1億5,454万1千円を追加するものです。17節備品購入費には、子育てサロンにAEDを設置する為の費用と19節扶助費に不足と見込まれる額を追加するものです。

次に35ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に85万7千円を追加し、4,336万9千円とするものです。11節役務費にがんリスク検査料を追加するもので内容につきましては説明資料にて説明しますので、資料14ページをご覧ください。がんリスク検査料助成事業です。概要です。がん患者が増えている一方でコロナ禍による影響もあり、がん検診受診率は低下しています。がん検診受診を逃していた町民が、自宅でがんリスク検査を実施し、がんリスク評価を受けることで、がん検診の受診促進効果が期待でき、がん予防への意識向上が図られます。その事業内容ですが、北電が今年度より開始した「ヘルスケア関連サービス」との連携事業でありまして、まず希望者は町へ申し込みをし、その後自宅に送付される検査キット（サリバーチェッカー）といいますが、これを使って唾液を採取し、希望者本人がその検体を検査機関へ返送します。そして約3週間後にその評価結果がくる仕組みとなっております。町は検査容器の一部を助成します。対象者は30歳以上の町民で費用は1人1回2万6,400円かかるのですが、そのうち町と北電が同額の1万1,500円を負担し、残り3,400円を自己負担とします。事業費は1万1,500円の50人分を見込み、57万5千円となります。すべて一般財源です。

それでは議案の35ページにお戻り願います。12節委託料に健康管理システム改修委託料として、コロナワクチン接種にかかる改修委託料を追加するものです。

次に36ページです。2項1目清掃費から、77万9千円を減額し、1億6,850万3千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で渡島西部広域事務組合負担金の減額に伴うものです。以上で生活福祉課関連の説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

### ◎ 産業振興課長（南 一貴）

私の方から産業振興課関係の補正予算についてご説明申し上げます。

議案の37ページをお開き下さい。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費に3万4千円を追加し、607万9千円とするものです。これは1節報酬に農業委員が本年7月に改選されたことにより、委員報酬の不足が見込まれることから追加するものです。

次に38ページをお開き下さい。3目農業振興費に2,838万9千円を追加し、1億3,044万5千円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金ですが、令和6年1月に国営土地改良事業対策期成会解散に伴う助成金として30万円を追加するものです。

続いて畑地化促進事業補助金（土地改良区決済金等支援）として、2,808万9千円追加するものです。詳細につきましては、説明資料で説明させていただきますので、説明資料の16ページ目をご覧ください。このですね、令和5年度の畑地化促進事業補助金についてですが、まず事業概要でございます。事業概要についてですが、高収益作物や畑作物の導入・定着を図る為、土地改良区区域内の土地において水田から畑地に変更する際に生じる費用相当分を支援するものです。因みに畑地化とは水田を転作圃場として固定化し、復田しない取組みになります。

続いて2点目、支援内容ですが事業実施主体は知内町農業再生協議会です。対象者は畑地化支援の申請者で、令和5年度に採択されたものが対象となります。

続いて助成対象となる土地についてですが、令和5年度の土地改良区の区域内において水田から畑地化し、水田活用直接支払交付対象水田から除外される土地が対象となります。

続いて助成対象となる費用についてですが、まず1点目、地区除外決済金、こちらについては畑地化に伴い、土地改良区の地区から除外される場合の助成金でございます。

また2点目、畑地化協力金については、畑地化した後も土地改良区の区域内の土地として取扱う場合に対する助成金でございます。

続いて助成金額でございますが、こちらについては全額国費なんですけど、地区除外決済金が10aあたり8万5,100円で、また2点目、畑地化協力金については10aあたり1万9,700円となっております。こちらについて注意書きも書いてありますが、いずれにしてもこちらはですね、土地改良区の経常賦課金にかかる部分の施設残耐用年数分23年ヵ分をですね算定した場合、10aあたりの単価を算定したものを助成するといったことで算定されております。今回の畑地化の関係の助成金についての説明は以上でございます、すみません、また議案の方に戻って頂まして、次に議案の39ページ目をご覧ください。

2項林業費、2目林業振興費に11万円を追加し、5,175万3千円とするものです。これは7節報償費で不足が見込まれることから、今年度ですね、クマの出没等の増加に伴い、ハンターの出動回数も増加しており、有害駆除謝金の不足が見込まれることから、11万円を追加するものです。

続いて40ページ目をご覧ください。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費に4万円を追加し、38万6千円とするものです。こちらですね、10節需用費に公用車の燃料費の不足が見込まれることから追加するものです。

次に41ページ目をご覧ください。2目商工振興費に150万円を追加し、1,816万6千円とするものです。18節負担金補助及び交付金に、第26回カキV Sニラまつり実行委

員会に対する助成金として追加するものです。詳細については説明資料で説明させていただきますので、説明資料の17ページ目をご覧ください。こちらなんですけど、まず事業内容でございます。こちらについては、開催日時が令和6年3月10日（日）午前9時30分から午後1時30分までの開催時間となっております。また会場は、中央公民館、スポーツセンターで会場を計画している状況です。内容についてでございますが、カキ、ニラ等の特産品販売及びカキとニラを使用した創作料理の販売を予定しており、昨年はテイクアウトのみでございましたが、会場での飲食も出来るような体制を検討しております。また、事業費として今回実行委員会に150万円助成する予定でございますが、用途としては開催運営にかかるチラシ、ポスター制作費や広告宣伝費等をですね、事業費として盛り込んでおります。

私の方からですね、以上で産業振興課関係の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

続きまして教育委員会関係の補正予算の説明を致します。

43ページをお開き下さい。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に4,441万8千円を追加し、1億2,759万円とするものです。1節報酬は、賃金改定による報酬額の追加分です。18節負担金補助及び交付金は、今年度から開始しました教育費無償化事業の追加補正として37万5千円の追加です。各事業項目毎に増減ございますが、要因としましては、当初の見込みよりも生徒数が減少したこと、物価高騰によるものが主な理由です。詳細につきましては、説明資料の21ページに内訳がございますので、ご参照下さい。また、24節積立金につきましては、ふるさと納税寄附金にかかる教育振興基金積立金を追加するものです。

次に44ページです。2項小学校費、1目学校管理費に114万円を追加し、9,729万6千円とするものです。1節報酬は、賃金改定による報酬額の追加です。17節備品購入費は国の新たな補助制度を活用して小学校2校へ、移動式のスポットクーラーを導入するものです。本町の小学校は、今年度中に普通教室にエアコンを整備する予定ですが、今回購入するスポットクーラーは、それ以外の特別教室や体育館等に設置して熱中症対策に利用するものです。財源につきましては、国の補助が1/2、残りの町負担分につきましては、9月の定例会で補正計上しました学校へ頂いた寄附金の100万円を活用して、整備をする予定です。詳細につきましては、説明資料の21ページをご参照下さい。

次に45ページです。3項中学校費、1目学校管理費に70万円を追加し、3,510万6千円とするものです。10節需用費は、スクールバスのミッション関係の故障によります修理費用です。また17節備品購入費は、先程の小学校費と同様、国補助を使ったスポットクーラー導入の中学校分になります。中学校も次年度普通教室にはエアコンを整備する予定ですが、それ以外の教室での使用となります。こちらも町負担分には、学校への寄附金の活用をして整備するものです。

以上で学校教育関係の説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に知内高等学校事務局長。

## ◎ 知内高等学校事務長（南 和敏）

それでは、議案の46ページをご覧ください。4項高等学校費、1目学校管理費に157万円を追加し、1億9,702万7千円とするものです。内容につきましては、11節役務費に備品処分費として不足が見込まれることから、17万円の追加、また17節に備品購入費として、先程小学校費、中学校費で説明がありましたが、学校保健特別対策事業の知内高校の分として140万円を追加するものです。説明については説明資料21ページの方をご参照下さい。

以上で高等学校関係の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひします。

## ◎ 議 長（伊藤政博）

続いて歳入等の説明を、総務課長。

## ◎ 総務課長（森永 茂）

それでは歳入について説明しますので、13ページをお開き願ひします。

10款1項1目地方交付税から、366万7千円を減額し、18億8,510万2千円とするものです。これは只今説明しました歳出に対応して減額するものです。

次に14ページです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に124万6千円追加し、1億7,486万8千円とするものです。2節児童手当負担金で歳出で説明しました児童手当に対応した追加補正と、5節母子保健衛生費国庫負担金で歳出で説明しました養育医療費に対応した追加補正です。

次に15ページです。2項国庫補助金、2目教育費国庫補助金に169万5千円を追加し、200万8千円とするものです。7節学校保健特別対策事業費補助金で歳出で説明しました小中高におけるスポットクーラー整備に対応した追加補正です。

次に16ページです。3目民生費国庫補助金に30万円を追加し、704万6千円とするものです。5節児童福祉費国庫補助金で、歳出で説明しました出産・子育て応援交付金に対応した追加補正です。

次に17ページです。4目総務費国庫補助金に6,147万5千円を追加し、1億1,583万円とするものです。1節総務費国庫補助金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金で、歳出で説明しました住民税非課税世帯新事業に対応した追加補正と社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、歳出で説明しました戸籍情報システム等改修事業に対応した追加補正です。

次に18ページです。5目衛生費国庫補助金に28万2千円を追加し、642万円とするものです。3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金で、歳出で説明しました健康管理システム改修委託に対応した追加補正です。

次に19ページです。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金に35万円を追加し、1億792万2千円とするものです。3節児童手当道負担金で歳出で説明しました児童手当に対応した追加補正と6節母子保健衛生費道負担金で、歳出で説明しました養育医療費に対応した追加補正です。

次に20ページです。2項道補助金、2目民生費道補助金に52万2千円を追加し、1,229万5千円とするものです。4節乳幼児医療費道補助金で、歳出で説明しました子ども医療費に対応した追加補正と12節児童福祉費道補助金で、歳出で説明しました出産子育て応援交付金に対応した追加補正です。

次に21ページです。3目農林水産業費道補助金に2,808万9千円を追加し、1億1,249万円とするものです。1節農業費道補助金で歳出で説明しました畑地化促進事業に対応した追加補正です。

次に22ページです。16款財産収入、2項1目財産売却収入に330万7千円を追加し、1,130万7千円とするものです。1節財産売却収入で元町定住団地1区画の売却に伴う追加補正です。

次に23ページです。17款1項1目寄附金に1億3,055万2千円を追加し、4億4,501万円とするものです。1節寄附金で歳出で説明しましたふるさと納税寄付金の増に伴う追加補正と、明治安田生命私の地元応援募金に伴う追加補正です。

次に24ページです。18款繰入金、1項1目特別会計繰入金に315万5千円を追加し、1,222万8千円とするものです。1節下水道事業会計繰入金で令和4年度決算により、一般会計に繰入れするものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質問者は、質問する際に資料ページをご提示下さい。

質疑ありませんか。

5番、山田君。

### ◎ 5番（山田顕人）

説明資料の5ページですね。LGWAN事業の関係かな。今デスクトップ型からノートパソコン型に変更していくということで、持ちやすく運びやすいということで、何処にでも持っていけるよということではあると思うんですけども、恐らくハードディスクの方は容量が小さくなるのかなというふうに懸念されるんですけども、その辺り大丈夫なのかなと、もう1つ今現在デスクトップ、モニターで使ってると思うんですけども、ノートパソコンと連動してもう1台置いておけるのかなというふうに思うんですけども、その辺りもペーパーレス化していくとなれば、わざわざ出して見比べてまた打つようなことのないように2画面あれば良いのかなと思うんですけども、その辺り。

### ◎ 議長（伊藤政博）

総務課長。

### ◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。まずは、ハードの容量の関係ですが、今もですね情報管理の関係から出来るだけパソコンにデスクトップも一緒です、情報を入れなくてサーバーで管理するよということになっています。ノートを入れた段階では庁舎内をやっぱり持ち運びするので、尚更特に個人情報とかに類するものは、パソコンに入れなくてサーバーに入れて、その場所に行ってもた引き出すとかそういうことをするように運用すると、情報のセキュリティの関係はそういう意味でもっと厳しくやっていかなきゃいけないのは当然ですが、パソコンの容量には特にこだわらない、そこまでこのパソコン自体が容量大きくないと仕事が出来ないという事にはならないのかなと思ってます。

それとモニターの関係ですが、実際にはノートパソコンを入れると考えた時に、やはりモニターがちょっと小さくて仕事がしづらいのかなというお話、当然うちの中でもなってます。

その時にやっぱりモニターは破棄しないでノートパソコンから繋いで、キーボードは小さくなりますが、そういうことでこういうふうにやらないで何となくこういうふうでやれるくらいの業務にはしたいということで、想定しているところです。説明は以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

分かりました。ペーパーレス化目指すのであれば、当然ながら2画面があった方が良いのかなというふうに思います。

それともう1つなんですけども、更新時期が少し早まっているということで、今使用しているパソコン、ハードの部分だと思うんですけども、その辺りの下取りだとかということは考えられなかったのかなと思いますけど、如何でしょう。

◎ 議長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。パソコンの関係は大体対応年数5年というふうにされておりまして、一応もう7年くらいになっていますので、基本的には下取りは無いということで考えております。説明は終わります。

◎ 5番（山田顕人）

分かりました。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

2番笠松君。

◎ 2番（笠松悦子）

説明資料の21ページについてお尋ねしたいと思います。制服等の購入費支給事業なんですけども、先日も新聞に出てましたけれども、北斗市の方で制服、女子の制服、スラックスも一緒に考えているというような報道されておりました。今のこの時代、言葉ではちょっとどういう表現をして良いか私もちょっと迷いますけれども、自分らしく生きるという意味から今は知内では、中学校、高校の制服、女子はスカートになってますけれども、スラックスも今後取り入れるというような考えが今ございますでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（堂下則昭）

お答え致します。制服についての女子のスラックスについてですけども、中学校に関してはそういうような希望が有るとか無いとかは、ちょっと私の方では把握していませんので、それらのことも情報を集めて把握したいと思っています。高校につきましては、数年前から希望する女子生徒についてはスラックスを履く事を認めておりますので、その部分では問題ないのかなというふうに思っています。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

2番笠松君。

◎ 2番（笠松悦子）

やはり世間でも言われていますように、自分らしく生きる為にやっぱり言えない事もありますのでね、そういう選択肢も広げて頂けるということは嬉しく思います。進めて頂きたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

説明資料の5ページのことで、先程山田議員さんも言っていてけれども、総務課長、コンピューターに関しては、当然90台という大量な分が1回に廃棄になるものですから、その辺の情報の町の責任は、どのような形できちんとやっているのかなというのが1点、この90台というのがありますけれども、先程言いましたように1回に購入して1回に同じような形でサイクルになってしまうのかなと思うんですけども、再利用というのはなかなか今難しいみたいなこと言ってましたけれども、その辺について何か考えたようなことはありましたか。お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。パソコン90台ということでかなりの量にはなるんですが、どうしても町のパソコンということで、情報を管理する中でWindows 10からWindows 11に切り替えなきゃないと、そういう時の情報のセキュリティの確保、それが自分達でどうにかするレベルではないものに関しては、やはりそういうものに随時変えていかないと、もしなった時に誰の責任だということも当然出ますので、そこに関してはどうしようもないのかなと思ってます。元々の価値が実際には無いものですから、あとは情報入っているものも業者さんに頼んで綺麗に消した上で廃棄しないと、生半可なことをやれば情報が読み取れてしまう、そういうような事もやっぱりありますので、やっぱりこれは廃棄しかないのかなと考えております。

それともう1つは再利用ですね、なのでそういう意味で他の例えば町民の欲しい人とか、ということもその業者に綺麗に廃棄というか処分という形で考えていますので、再利用してもし万が一も絶対ないよという事で考えていますし、実際にお金の価値がなかなかつかれないというふうに思っていますので、欲しい欲しいと言われて、また何処かに売ったとかという話にもなりませんので、基本的にはパソコンの関係については、廃棄で今後もいかなきゃいけないのかなと考えております。説明は以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

ある程度分かりました。ただ、今説明資料見ますとですね、基幹系末端を除くとなってるんですけども、この辺のこれはどういうことなのかなと思うんですけども。

◎ 議長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。LGWAN系ということで、町で使っているパソコン、道、国や直接外部

回線、普通にインターネットをご家庭で使われるような回線じゃなくて、専用回線で繋げるパソコンという形になっています。そういう形でセキュリティが保たれていますので、それに必要なパソコンが90台ということがあります。それともう1つ、この間補正予算で総合行政システムのパソコンのデータクレンジングということで進めております。そっちの関係は戸籍や税とかそういうものの情報を連動した形で一括するようなそっちのシステムのパソコンというものがまたありますので、そういう形でLGWAN系のパソコンと総合行政システム関係のパソコンということで分けて整備しなきゃいけないという形になっています。ちょっとパソコンだけ台数が増えるような形には見えるんですが、今後どうしてもそうやって対応していかなきゃならないものなのかなと考えております。説明は以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

今までデスクトップの場合でしたら、USBメモリーですか、ああいうやつ結構うちの町でも管理の仕方がまずかったということが発生した経緯があるんですけども、ノートパソコンになるとメモリーとかそういうのは必要なくなってしまうってことで理解していいんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。今でもUSBメモリーというものは、基本サーバーの中にデータを保管してやり取りすることをしていきますので、基本的にはUSBは事故等もありますので、使わないようにということになっています。極々限られた用途にだけUSBは使えますが、ノートパソコンも繋ぐところがある物に関しては、使うことは出来ると思っております。

◎ 9番（谷口康之）

はい、分かりました。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、成澤君。

◎ 1番（成澤五郎）

説明資料の14ページです。生活福祉課のがんリスクの検査ということで、北電さんが今年初めて行う事業ということでお聞きしたいんですが、北電さんの謂わば社員に対する福利厚生事業の一環なんですか。

それと知内町が連携してやるという意味合いにおいては、北電さんの職員、従業員に知内町の町民も加わるということで、この検査のスケールメリットを狙って北電さんにもメリットが及ぶということなんですか。伺います。

◎ 議長（伊藤政博）

包括支援センター長。

◎ 地域包括支援センター長（笠松さおり）

ご説明します。この事業は北電の職員だけを対象にするものではなくて、エネモールという北電の会員登録をして、電気料の通知とかするものを利用している方にサリバチェッカー社のがんリスク検査を対象としていましたが、北電と町と連携しましてこのエネモールを利



用していない町民に対しても、今回サリバチェッカーでがんリスク検診を出来るようにというふうに北電と協議しまして、50名を対象に今回30歳以上の町民を全員対象にしています。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、成澤君。

◎ 1番（成澤五郎）

すみません。よく聞こえなくて申し訳ないです。ここのがんの特定した部位のところまで出ていないんですが、がん全体に有効なのでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

包括支援センター長。

◎ 地域包括支援センター長（笠松さおり）

ご説明致します。今回のがんリスク検査に関しましては、全部のがんには対応していません。肺がん、膵がん、胃がん、大腸がん、乳がん、口腔がんの6つのがんに対するリスクの検査となっています。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、成澤君。

◎ 1番（成澤五郎）

大変有効な手段で、是非これを町民1人でも多く参加してやればなというふうに思います。町からのまた呼びかけもよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

3番松井です。ちょっと関連して確認の為にお尋ねしますが、これ今、対象町民50名になっていますが、もしオーバーした場合何人でも構わないという解釈して良いですか。

◎ 議長（伊藤政博）

包括支援センター長。

◎ 地域包括支援センター長（笠松さおり）

ご説明します。今年度に関しましては、この検査の実施が2月からと見込んでいます。2月からですと50名できっと間に合うかなという見込みで立てました。

次年度に関しては、またそれ以上の人数で予算を立てていこうと考えています。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

分かりました。別の方でお尋ねしますが、資料の16ページ、今回農業振興費の中で畑地化促進事業補助金、土地改良区の決済金の関係ですが、これについてですね、説明資料見ますと水田を畑に認定をするというふうに理解して良いのかどうか。土地改良法で定めている除外金の10年間の分をここで賄うということで、解釈していいのかお尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

ご説明致します。まずですね、資料に書いてありますとおり、今回まず1点目の地区除外決済金については、畑地化によってまず区域内から除外されるものということで、改良区の管理区域から除外されてしまいますので、今回のこの決済金によって今後まず経常賦課金が発生しないと、それともう1点畑地化協力金、こちらについては、畑地化した後も改良区の区域内で畑地化によってなんですけど、経常賦課金の負担も変わってきます。それによってなんですけど、その畑地化の認定をするということになりますので、それに伴って経常賦課金の負担も変わってきます。ですから、通常の水田に対する経常賦課金と畑地化後の経常賦課金の差額相当分を今回は畑地化協力金として、国の方から助成されるものとなっております。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

大体理解するんですが、去年まだ制度いきているかどうか分かりません。水田も同じ形がありましたよね、水田に水を張ることによって、この制度を則りますよという、この制度はまだいきているんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南一貴）

要するに水田の機能を有しているかどうかを確認するための水張りの行為ってことですか。それは令和5年度も当然そういった水田機能を有しているということで、その取組みに対しての農家個々によっては、そういうふうに取り組んで頂いている経過でございます。今年度継続的にそれはやっています。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

水田の部分については、限度は何年度までやる予定ですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南一貴）

現行の対策は、令和8年度まで今の対策は実施する予定となっております。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

説明資料7ページ。ふるさと納税推進事業の関係で、大変伸びがあつて見込み的には3月末で4億3千万円と、凄い伸びだなど思っているんですけども。国の改正に伴って駆け込み寄附が発生したということであるんですけども、ちょっと勉強させて下さい。国の改正、どのようなもので変更になったのかお知らせ願います。

◎ 議長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。この10月から総務省の方でふるさと納税のルール改正がありました。そのルール改正の中身は、これまで募集前経費と呼ばれるものと募集後経費。募集前経費については50%以内です。募集後経費というのも実はあって、例えば受領書の発行ですとか、ワンストップにかかる経費だとか、そういったものは50%の枠外です。という考え方をしてたんですけど、それらも含めて全部で50%以内にしないと、ですから、厳しくなったというかですね、ルール変更がありましてそれに伴って当町としてはその50%に納める為に一部返礼品の返礼率、お返しする率を下げたり、それから輸送にかかるコストの見直しを行ったりする等して対応してきたところです。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

当初予算を見ると謝礼品9千万円、やや30%ですか。その他の経費で委託料が1億1,650万円ということで、38.8%程になってます。今回の補正の内容を見ると、謝礼品が17.87%、2,300万円。その他の経費ということで、これが1.69%になってるんですよね。今言われたとおり、返礼品の部分がちょっと下げてるよってことで、ここは理解できるんですけども、その他の経費が1.69%しかかかっていないという要因ってどうなんでしょう。

◎ 議長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。これはですね、当初予算を計上させて頂いた時に経費がかかる部分っていうのをある程度余裕をもって取らせて頂いてました。と言いますのは、途中で経費が足りなくなると受け入れが出来ないような状態を起こさない為に少し余裕を持った形で予算を取らせて頂いてましたので、その修正もあわせて今回やらせて頂いていますので、当初と今回の補正額をあわせて考えた時に概ね50%の中に収まっている形になっています。

◎ 5番（山田顕人）

分かりました。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

ちょっと伺います。毎年この部分で言いますと12月がうちの町のピークをむかえてくると思うんですけども、今回も説明資料見ますと新たな返礼品が開発されて良かったと思うんですけども、前にも言いましたけれども、1つの特定の品目に集中して返礼品が集まってくるようなことが今まであったものですから、その辺について、早い話それが十分に確保出来ないとか足りなくなったというような形で、私ちょっと心配してたものですから、この辺の新しい開発ということで、その辺について充分対応は出来るのかなと思うんですけどどうでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。不足が生じないようにですね、生産量に限界がある物は当初の受入れ段階から数量を限定して受入れる形、それからある程度もう余裕を持って生産出来ている物については無制限と言いますか、受付を継続するような形を取っていますので、受けた後に不足するような事態は生じない仕組みを取らせてもらっています。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

1つ補足させて頂きますけども、今まで4億3千万円寄附があれば40%程度、基金に積立ということになってたんですけども、10月の改正で50%ということになりますので、経費が。ですから50%、2億1,500万円が今度町の基金に積み立て出来るということになるということで、ご理解を頂きたいと思います。

◎ 9 番（谷口康之）

分かりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

6番、吉田君。

◎ 6 番（吉田峰一）

6番、吉田です。先程、3番議員もお話しておりました16ページの高収益作物の件について、お聞きしたいんですけども、この畑地化の促進事業補助金については、今年度単月なものか、それとも2年程前からこのような物が出ていたと思うんです。それで1番最初に出た、2年程前だと思うんですけども、こういうような土地改良区の決済金って言うんですか、それについて話は無かったものですかね。後出しじゃんけんが勝つような気がするものですから、その辺は関連している事業なのかその辺をちょっとお知らせ下さい。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

ご説明します。今回の土地改良区の決済金等支援についてなんですけど、制度上確かに昨年からは畑地化支援の交付金というものが出されております。国の方の政策の関係で、昨年度は確かに出てないかと思うんですけど、国の政策の方でこれは5年度、あとですね、今現時点で分かっているのは来年度ですね、来年度に対しての政策として、これ予算多分確保されて打ち出されていくのかなという見通しでございます。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

申し訳ありません。再生協議会の取組みとしてだったんですけど、昨年度国の制度はございました、訂正を申しあげます。それで再生協議会の方針としましては、令和4年度におい

での畑地化に関する分の区域については、土地改良区の区域内における農地についての畑地化を進めていこうという取り組みの中でありまして、それです、制度はありましたが今年度改めて制度にのっかっていく上で、改良区の区域内での畑地化に関しても今年度要望を取りまとめて動いてきた経過がございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

8番、木村君。

◎ 8 番（木村 一）

8番、木村。説明資料の14ページ。がんリスク検査料助成で事業内容の中で、がんのリスク評価を受けるということは、このリスク評価ということはがんになりやすい人の評価なのか、その辺ちょっと評価の基準ってどこにあるのか。

◎ 議 長（伊藤政博）

包括支援センター長。

◎ 地域包括支援センター長（笠松さおり）

ご説明します。うまい説明になるか分からないんですが、がんになりかかっているかどうかというものは、あくまでも検診でしか分からなくて、これはがんになりかかっている可能性があるかどうかというリスクを評価する検査になっています。なので、実際にがんになりかかっている人もこの検査を受けても、がんでは無いという結果が出る場合もあるし、反対にがんでは無いんだけど、がんのリスクが高いという結果が出るというのが今のところの情報です。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、木村君。

◎ 8 番（木村 一）

がんになりかかっている人は、リスク評価という基準ってというのはなかなか人によって様々でございますけども、であれば費用の見方、自己負担3,400円ってある、これ50人分。自己負担が増えるということは、申込者が減るということ、ある程度大いに申込者検査をして欲しい人が増やしてほしいければ、自己負担を少なくすると。そうすればそういうがんになりかかっている人も評価できるんだから、その辺の考え方はこのままの単価設定でっていう話なのか。もう少し見直す余地はある。

◎ 議 長（伊藤政博）

包括支援センター長。

◎ 地域包括支援センター長（笠松さおり）

ご説明します。この検査に関しましては、1人一回あたり2万6,400円のもので、それぞれ説明資料のとおり北電と町負担半分半分、1万1,500円ずつで2万3千円は負担し、残りを自己負担としています。確かに議員仰るとおり、自己負担を低くすれば受ける方も増えるかもしれませんが、これとは別のがん検診に関しましては、自己負担を設定してしまっていてそれぞれ1千円だったり、2千円だったり、500円という設定をしていますので、がん検診に関しましては、国・道の補助もありますが、このがんリスク検査に関しましては、全額町の一般財源からの負担となることもあって、自己負担はこの位で考えています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

私の方から補足しますけども、今回はあくまでも試験的にやってみたいということでございます。従って今回50人を対象にどのような結果が出てくるのか、その辺の精査をして来年度以降に結び付けていきたいということございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

この検査結果罹患した人が出て、その人は検査結果で、あなたはがん患者です、と言われた時に病院に行って下さいってなるの。個々の病院で検査をして治療に専念して下さいとか、そういう形になっていく体制なの。

◎ 地域包括支援センター長 (笠松さおり)

ご説明します。あくまでもこの検査に関しましては、がんに関しているリスクが、がんに関る可能性のリスクがあるかという検査ですので、がんに関っているか診断をする検査ではない検査になっています。なので、これで陽性っていう反応が出た場合、町の方からは病院の方にまず検診を受けて下さいという指導をしていきたいと思っています。その検診の中で更に精密検査が必要になった場合は、また病院の方に受診してもらうという指導の仕方をしていきたいと思っています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

がんというのは、大変聞くだけでなかなか大変な病気です。治療法としては早期発見早期治療、これががんに対する延命率を上げる手段だと思いますので、早期発見ということは早めに皆さんがそういう検査を受けれるような体制を作らなければ、なかなか早期発見っていうのは、大丈夫大丈夫だと言っている間に最後は突然体調を崩してステージ3だとか、ステージ4なってしまったらそれで終わってしまう。そうならない前のがんというのは、早期発見早期治療が前提だということが、その為には、先程も言いましたとおり自己負担を減らして受診率をどうやって上げるかということをもう1度再考して頂ければと思いますので、その辺をよろしくお願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

基本的には総合検診だとか、いろいろ検診あります。それで早期発見に対応するようということで出来るだけ受診率を上げようということで、やっているんですけども、なかなか受診率が高止まりになってもらえないという状況もありますので、それというのはなかなかそういう検査に足が向かないという状況もあるだろうし、これはあくまでも唾液検査ということで、簡易に出来るという家庭でも出来るということで今回北電が大々的にアピールしておりましたので、それで何とか町と連携出来ないかということをお打診して、最初はなかなか難しいと言う回答だったんですけども、それをなんとかということで今回限定で50名プ

スアルファ町も同額で1万1,500円ずつ、そしてほんとに3,400円という金額が高いのか安いのかというのは分かりませんが、ただそれががんに罹っている可能性が高いということであれば、即自分達でそれぞれかかっているかかりつけ医なり等に検診に行ってもらって、その中で正確な判断をして頂くということに繋がるだろうと、期待して正しく早期発見に繋がれば良いなということで今回こういう提案をさせて頂いたので、これで50名マンドに受けて頂いて検査結果で、リスク評価が確立高いよ、あっているというか、がんの可能性があるよって言ったらがんだったとか、リスク評価が高いということになれば、次年度また改めて提案をさせて頂いて、その時に残りの3,400円が良いのか、その時またいろいろ議論して考えさせて頂ければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

まだあるようでしたら、暫時休憩します。

再開は、午後1時と致します。

（ 休憩 午後 0時01分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

議案第2号の質疑中ではありますが、質疑ございませんか。

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

説明資料の21ページです。学校関係、スポットクーラーの関係でちょっとお聞きするんですけども、今知内小学校の方は来年度夏前なのかな、分からないけれども、空調設備が付くということで、先程スポットクーラー入るんですけども、それを違うところに利用するというので、体育館にも利用するみたいな話をしてたけれども、体育館でその容量ってあるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。確かに体育館は大空間でこれを2台、3台置いたくらいじゃ当然カバーは出来ないところなんですけど、夏場運動していてちょっとでも暑くて具合が悪くなりそうな時に、スポットクーラーの付近に行けば涼しい事は確かなので、そこで涼をとって頂いて熱中症予防というものに繋げていきたいというところで考えております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

分かりました。体育館で一時的涼しさをということで。

小学校の方にね。エアコンが付くということで、中学校の方は来年度予算でということで前回の臨時会の時かな、言っていましたけれども、他所の町でもどんだん小中学校にエアコンを付けると、道立高校なんかもエアコン付けてくよということになってます。来年度予算っていうのがまあ確かに財政の関係もあるんでしょうけども。ふるさと納税の関係で、

それなりに基金は有ると。それを考えると中学校の方も今年度中というよりも、早めに予算を付けて品薄にならないうちに設置するような考え方の方が良いのかなと思うんですけども、その辺りどうでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。中学校につきましては、電源の関係、キュービクルの関係で電源容量を増やさなきゃならない、そういった工事が伴いまして、それで今年度中に設置工事というのは難しいというところです。次年度は当初予算でそういった工事費ももって取りかかって行こうと夏休みまでには、工事を完了させたいなというところで考えております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

夏までには工事を完了したいなという意向ではあるんですけど、物が無ければ付かないと思うんですよね。キュービクルの関係上電源を少し直さなきゃならない。それも分かるんですけども、それはそもそもその辺の予算組みをして今年度中の工事出来るんじゃないのかなという気もするんですけども、その辺如何ですか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明を致します。ちょっと工事の関係でいろいろと物品の品薄状況というのは、まだ正確には把握しておりませんが、次年度早めに、例えばですね、エアコンの方だけ教室の方に設置をしてキュービクルの方が多分品物がもしかしたら、ちょっと遅くなるかなというところが予想されるんですけども、その電源の容量の範囲でエアコンの方は回せる所は回すというような対応で、しのいでいきたいなということで考えております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

夏までになんとかっていう、出来れば1番良いんでしょうけれども、ただ品薄になって夏も付けられない、来年度、再来年度以降になってしまうという可能性も無きにしも非ずだと思うんですよね。財政に今、ふるさと納税の基金があるわけですから、別段早めに発注しても良いのかなと思うんですけども、その辺如何でしょう。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明させて頂きます。今キュービクルの話出たと思うんですけども、今現在、大体10か月から12か月と言われております。来年度中学校にエアコンを付ける予定なんですけども、普通教室を中心にエアコンを先に付けまして、今あるキュービクルの使える電源を使って取りあえず活かそうと、その後に多分ですけども1月か2月頃になると思うんですけども、新しくキュービクルを入れ替えて全箇所使えるような形を取らざるを得ないかと思っております。



ます。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

14ページ、がんリスクの関係で、先程担当者からちょっとお話を伺ったところでございますが、中にですね、この北電のヘルスケア関連サービスの期限がまだ決まっていないということ、それと一応北電で負担する1万1,500円は決まっていますけども、この程度までしか決まっていないですね。だけでもせっかくの機会です。いろんな予防リスクの関係で検査する機会がいろいろあるけれども、それらと比べれば、個人負担があまりにも高過ぎる部分がある。今年度はこれでやるにしても、来年度からですね他の方はやっぱり1回やるのに1,000円負担だとか、そういうことをやってますから、やはりこういう機会、いろんな検査する機会を増やしてやることによって、予防する機会も増えてくる訳ですから、これを自己負担をもう少し減らす方法で来年度は考えて頂きたいと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

先程もちょっと触れたかと思うんですけども、これは北電がある保険会社と連携でやっている事業です。それでなかなか会員を優先するという事で知内の町民全て対象にした中で、50人を絞るという作業もそれぞれ議論した結果、最終的に町の要請を組んで頂いたという結果です。それでリスク評価それぞれありますけれども、この唾液検査の前に線虫がんでいろいろ同じようなリスク調査をするものもあるんですけども、それもなかなか制度が見えないということで断念した結果があるんですけども、これも我々まだ体験したことの無いものなので、それで特別に50名という限定の中でそのリスク評価のまたそれが高評価に繋がるか、その辺の見極めをしてみたいとそれでよりリスク評価の効果があるということであれば、次年度に繋げたいという思い、ただこれに関しては、まだ北電と調整しておりませんので、今現在かかるものの金額2万6,400円の総額が全部町の負担になる可能性もあります。町民負担の3,400円も加えれば、北電がそれに乗っかれないということであれば、なかなか全道的なこともありますし、それを北電がやりきれるといふ保証もありませんので、それで町で次年度やるとしてもそれだけのリスクを負うということになりますので、ただ評価が高ければ決して早期発見に繋がるし、早期治療にも繋がるというメリットがありますので、その辺はまたその都度、その結果をみて議論をさせてもらえればなと考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

議案の29ページの部分でちょっと、地域おこし協力隊、33万円になってて1名の方なんですかね。まず人数あったらお知らせ願いたいと思います。

それから、確かうち町にはインターンの人達もいると思ったんですけども、インターンの人達はもういないんですかね。

もしあったらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。地域おこし協力隊については3名です。インターンについても今年度は1名の方がインターンを経験して本格地域おこしに移行されていますので、今段階ではいらっしゃいません。今段階では、地域おこし協力隊の方が3名です。

◎ 9番（谷口康之）

分かりました。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

30ページの部分でちょっとお伺いしたいと思います。戸籍情報システム、これ簡単に言えば国の方から制度が変わって、うちで今、漢字、平仮名、ローマ字、カタカナと全部書いているそれが採用なるという形で理解してよろしいんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

ご説明致します。今現在の戸籍にはですね、読み仮名というものを付いていないんですよ。読み仮名。それを法制化して付けるというものです。読み仮名を付ける為の改修業務です。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

そしたらですね、この他にもそういう形で適応になるようなものって役場の中ではあるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

これに関連といいますか、戸籍の方に読み仮名をこれから付けていくと、例えば住民基本台帳にはですね、すでに付いていますので、それ以外では特に関連するものは無いかと思っております。

◎ 9番（谷口康之）

分かりました。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第3号 令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第11、議案第3号、『令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(高田正志)

それでは、議案第3号、令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について。

令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億177万8千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。52ページをご覧ください。9款諸支出金、1項3目償還金に58万円を追加し、1,001万7千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に道補助金の額の確定に伴う返還金として追加するものです。

次に51ページにお戻り願います。歳入です。5款繰入金、2項1目基金繰入金に58万円を追加し、1,765万3千円とするものです。1節基金繰入金に先程歳出で説明しました返還金の追加に対応するものです。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第4号 令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

◎ 議 長(伊藤政博)

次に日程第12、議案第4号、『令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(高田正志)

議案第4号、令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について。

令和5年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,323万4千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。59ページをご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に224万3千円を追加し、456万円とするものです。12節委託料で、介護報酬の改定に伴うシステム改修による追加です。

次に60ページです。3項介護認定審査会費、2目認定審査費に40万円を追加し、206万2千円とするものです。11節役務費に不足と見込まれる額を追加するものです。

次に61ページです。4款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費から44万円を減額し、2,891万7千円とするものです。3節職員手当等は職員の給与に関する条例改正に伴う追加であり、4節共済費は定年延長に伴う負担率の引き下げによる減額です。

次に62ページです。3項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費から36万円を減額し、888万9千円とするものです。3節職員手当等と4節共済費は、先程61ページと同様、職員給与に関する条例改正に伴う追加と定年延長に伴う負担率の引き下げによる減額です。

次に63ページです。3目生活支援体制整備事業費から36万円を減額し、1,278万円とするものです。こちらも先程の61ページ、62ページと同様の理由につき省略させて頂きます。

次に64ページです。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に104万7千円を追加し、2,733万5千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に国庫補助金の額の確定に伴う返還金として追加するものです。

次に歳入です。56ページにお戻り下さい。3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目介護

保険事業補助金に88万円を追加し、88万円とするものです。1節現年度分は先程歳出で説明しました介護システム改修事業に対応するものです。

次に57ページをご覧ください。7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金に132万3千円を追加し、1,892万8千円とするものです。1節事務費繰入金に、先程歳出で説明しました認定審査にかかる役務費等に対応する分として一般会計より繰り入れるものです。

次に58ページをご覧ください。2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金に32万7千円を追加し、974万9千円とするものです。1節介護保険事業基金繰入金に先程歳出で説明しました返還金等にかかる不足分を基金から繰り入れるものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 議案第5号 令和5年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第5号、『令和5年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

### ◎ 建設水道課長（澤田浩一）

議案の65ページをお開き下さい。

議案第5号、令和5年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について。

第1条、総則。令和5年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出です。令和5年度知内町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出になります。1款収益的支出、1項営業費用に90万円を追加し、1億5,395万

3千円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。令和5年度知内町水道事業会計予算第5条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の予定額を、次のとおり補正する。項目(1)職員給与費、予定額1,816万2千円とするものです。

次に66ページをお開き下さい。令和5年度知内町水道事業会計予算実施計画内訳書になります。収益的支出、1款水道事業費用、1項営業費用に90万円を追加し、1億5,395万3千円とするものです。これは2目配水及び給水費の1節給料から4節法定福利費まで先程一般会計補正予算で説明がありました知内町職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費の追加及び減額分と9節修繕費に今後予算の不足が見込まれることから、配水管等修繕費として100万円追加するものです。また3目総係費の1節給料から4節法定福利費まで先程と同様、知内町職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費の追加及び減額分によるものです。以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第6号 令和5年度知内町下水道事業会計補正予算(第2号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第14、議案第6号、『令和5年度知内町下水道事業会計補正予算(第2号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(澤田浩一)

67ページをご覧下さい。

議案第6号、令和5年度知内町下水道事業会計補正予算(第2号)について。

第1条、総則。令和5年度知内町下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出です。令和5年度知内町下水道事業会計予算第3条に定めた

収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用に 1 3 7 万円。2 項営業外費用に 3 1 5 万 6 千円を追加し、2 億 4, 7 4 8 万 5 千円とするものであります。

第 3 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。令和 5 年度知内町下水道事業会計予算第 5 条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の予定額を、次のとおり補正する。項目（1）職員給与費、予定額 1, 0 3 6 万 1 千円とする。

続きまして、6 8 ページをお開き下さい。

令和 5 年度知内町下水道事業会計予算実施計画内訳書になります。収益的支出です。1 款下水道事業費用、1 項営業費用に 1 3 7 万円の追加。これは 1 目管路費、2 節修繕費に今後予算不足が見込まれる事から管路修繕費として 1 5 0 万円の追加。4 目総係費の 1 節給料から 4 節法定福利費まで先程と同様、知内町職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費の追加及び減額分によるものです。2 項営業外費用、2 目雑支出、1 節雑支出に 3 1 5 万 6 千円を追加するものですが、内容と致しましては、一般会計の繰出金になり、これにつきましては、説明資料でご説明致しますので、説明資料の 1 9 ページをお開き下さい。

一般会計の繰出金についてということで、説明資料の左の図のとおり、令和 4 年度以前は 3 月末の会計年度終了後、翌年度の 4 月 1 日から 3 1 日までの間に出納整理期間として前会計年度内で確定をした債権債務に対して歳入歳出の生産整理を行いまして、9 月の議会で決算報告をさせて頂いた上で、歳入歳出の差額を一般会計へ繰出金として補正をしておりました。

次に真ん中の図になりますが、本年度から特別会計から公営企業会計へ移行した為、出納整理期間というものがなく、打ち切り決算となりましたので先の 9 月の議会におけまして、令和 4 年度決算として公共下水道の農業集落排水共に歳入歳出額を記載のとおり、報告させて頂いております。

その後、一般会計の財政の方と協議をした結果、令和 4 年度分はあくまでも出納整理期間があったと仮定をし、未収入金や未払金の整理生産を行った上で、歳入歳出の差額であります 3 1 5 万 6 千円を本定例会にて、一般会計へ繰出す補正予算をお出しすることと致しました。尚、令和 5 年度以降につきましては、再度ちょっと一般会計の方と時期等の協議を行った上で、進めさせて頂きたいと考えております。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

## ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 6 号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第7号 知内町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第15、議案第7号、『知内町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

政策調整課長。

◎ 政策調整課長 (三原知明)

議案第7号、知内町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。

知内町過疎地域持続的発展市町村計画(令和3年度～令和7年度)の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、説明資料8ページでご説明致します。まず経緯でございますが、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で廃止となりまして、翌4月から新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定され、当町においては同年に「知内町過疎地域持続的発展市町村計画」を策定しております。

この度、事業の追加に伴う計画内容の変更があった為、新過疎法に基づき議会議決を求めるものです。

次に目的であります。一部変更の内容につきましては今年度の事業として予算計上している事業でありまして、その財源として過疎債の充当を可能とする目的となります。

次に主な変更点です。「除雪機械更新事業」・「消防ポンプ自動車更新事業」・「福祉バス更新事業」「知内小学校空調設備設置事業」・「学校給食センター厨房機器更新事業」「湯ノ里町内会館移転改修工事」等の追加と湯ノ里・涌元小学校の統廃合に伴う関係文言の修正、また知内高校への木質バイオマスボイラー導入に関する文言の追加でございます。

尚、今回の一部変更につきましては、既に北海道知事と事前協議を終え、令和5年、申し訳ありませんが、資料に5年が抜けておりましたので、追加訂正をお願い致します。

令和5年8月31日付けで知事から異議のない旨回答を頂いているところでございます。

説明は以上です、よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。



これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 議案第8号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

### ◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第16、議案第8号、『定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

政策調整課長。

### ◎ 政策調整課長 (三原知明)

議案第8号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について。

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結したいので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例(平成25年知内町条例第26号)の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、説明資料9ページでご説明致します。まず変更理由であります但南  
北海道定住自立圏共生ビジョンは、知内町と函館市が締結した形成協定に基づき、道南18  
の関係自治体が連携・協力し、人口定住を推進する具体的な取組内容や圏域の将来像を明ら  
かにするものであり、平成26年度に初回となる計画を策定したところです。

今般第2期の計画期間が今年度で終了することから、次年度からスタートします「第3次  
南北海道定住自立圏共生ビジョン」を策定するに当たって、これまでの協定内容に変更が生じ  
ますので、変更協定を締結するものであります。

次に変更内容であります但、まず別表第1のア医療分野につきましては、項目名を医療従  
事者確保、要請から安定的な医療提供体制に変更すると共に取組みの内容等に関する一部文  
言を修正するものです。

次にウとしまして、教育分野の追加です。項目名を文化スポーツの振興としまして、取組  
み内容としては、圏域内の文化スポーツを振興する為、文化スポーツ施設の相互利用をはじ  
めとした各種事業に取り組むとしておりまして、それぞれ甲乙の役割を明記してあります。  
これは従前から取り組んできたものではありませんが、相互利用を更に促進する為にはホーム  
ページでの相互リンクやチラシの設置等、情報共有やイベント等の情報発信を強化していくも  
のです。次に別表第2のエ、その他につきましては、項目名を消費生活相談の広域的対応と  
しまして、取組み内容としては、圏域住民の消費生活の安定及び向上を図る為、函館市消費  
生活センターにおいて相談対応等を実施するとしておりまして、それぞれ甲乙の役割を明記  
してあります。これは、多様化悪質化する不当請求等のトラブルに対応していく為、各市町  
が連携して住民の消費生活の安定を図ることを目的としております。

変更の内容は以上でございますが、今回構成する18市町の議決の変更協定を締結する予  
定となっております。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第9号 知内町農村活性化センターに係る指定管理者の指定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第9号、『知内町農村活性化センターに係る指定管理者の指定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

議案第9号、知内町の農村活性化センターに係る指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項及び知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めます。

今回の対象施設については、知内町農村活性化センターで10月16日から10月31日の期間において募集をかけたところ、社会福祉法人あすなろ福祉会から募集がありました。指定管理者の選定委員会で審議した結果、あすなろ福祉会は法人の資格要件や事業計画等総合的に適正であると判断し、選定することになりました。

指定期間についてですが、令和6年の4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。

尚、あすなろ福祉会については、ご存じのとおり湯ノ里FDセンターで災害備蓄品の製造販売やかき小屋の運営等、社会福祉事業を展開しており、平成31年度から当農業活性化センターであるあすなろパン工房として地元の食材を活用した創作パンや地元の生乳を活用したソフトクリームの販売を行って頂いております。以上で説明を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 議案第10号 令和5年度知内町一般会計補正予算(第6号)について

### ◎ 議長(伊藤政博)

お諮りします。只今、町長から議案第10号、『令和5年度知内町一般会計補正予算(第6号)について』が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、議案第10号、『令和5年度知内町一般会計補正予算(第6号)について』を議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

議案第10号、『令和5年度知内町一般会計補正予算(第6号)について』を追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

議案は既にお手元に配布済みであります。只今、町長から追加された議案について説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。

町長。

### ◎ 町長(西山和夫)

追加議案につきまして、説明をさせていただきます。

11月29日に国の経済対策の補正予算が成立しましたが、物価高により厳しい状況にある生活者支援の重点支援地方交付金が当町へ2,016万8千円交付の内示がありました。町では早急に支援する為、しりうち生活応援券交付事業第2弾として町民1人に町内商品券5千円を配布することと致したく、議案第10号として一般会計補正予算を提出するものであります。議案等の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

### ◎ 議長(伊藤政博)

追加日程第1、議案第10号、『令和5年度知内町一般会計補正予算(第6号)について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

### ◎ 総務課長(森永 茂)

議案第10号、令和5年度知内町一般会計補正予算(第6号)について。

令和5年度知内町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,022万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,605万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出の方からご説明しますので、6ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に2,022万円を追加し、1億8,637万1千円とするものです。10節需用費から18節負担金補助及び交付金まで、生活応援券交付事業に関するものです。

続きまして歳入についてご説明しますので、4ページをお開き下さい。

10款1項1目地方交付税に5万2千円を追加し、18億8,515万4千円とするものです。これは只今ご説明しました歳出に対応して追加するものです。

次に5ページです。14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目総務費国庫補助金に2,016万8千円を追加し、1億3,599万8千円とするものです。1節総務費国庫補助金に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金を追加するものです。詳細につきましては、担当課長の方から説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（高田正志）

それでは、私からしりうち生活応援券交付事業第2弾について説明させていただきます。

この事業は、第1弾を今年の5月に1人1万円の配布という形で実施済みであり、その第2弾となります。その為の概要は前回同様であり、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた町民の生活を支援する為に、地域内で利用できる商品券を配布するものとなります。

内容は、町民1人につき町内商品券5千円分を配布します。これは500円券の10枚綴りとなります。

基準日は、今月12月1日現在当町に住民登録のある者で、利用期間については今月24日から来年2月29日までとします。

事業費は2,022万円。その内訳としましては、事務費で商品券の印刷や封筒代で15万円、郵送料で42万円、換金業務委託に15万円、換金経費に1,950万円となります。

財源内訳は、国・道支出金が2,016万8千円、一般財源が5万2千円となります。

尚、商品券の配布につきましては、今月21、22日に各地区町内会館に職員を配置し、1日6地区程回り、2日間で全ての地区を回るようなスケジュール間で配布したいと考えております。そこに来られない方につきましては、夜間窓口の開設で対応したいと考えております。その上で、取りに来られなかった世帯については年明けにはなりますが、郵送にて届けたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います  
質疑ありませんか。

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

今回第2弾ということで、5千円なんですけども、第1弾の時は1万円ということで、今年10月からも、やはり食料品結構値上がりしているんですよ。それで第1弾が1万円だったのに対して何故第2弾は5千円なのか、その辺お知らせ願います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

今回、国の交付金ということで2,016万8千円、これが確定致しました。その後、商工会からも1万円という第1弾に続いて、そういう要請があったのは事実であります。ただ今後の状況考えた時にこの物価状況収まる心配が無いということ。また、今後まだまだ更に町民が不安に思う場面というのは、出てくる可能性が大だということで、その時また国というよりも町独自の支援ということで、その時は議会の皆さんと協議をしながら対応策を考えていきたい。その為に今回はその交付金の範囲内ということで、5千円という判断をさせて頂きました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

第1弾の時も単費の部分を使ったのかな、確かそういう記憶があるんですけども、今回は国からくる交付金の関係ということで、分かりました。

今この先もありそうだとということで、第3弾もあるのかなと今のニュアンスで聞こえたんですけども、その辺りはどうでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

町単独ということになれば、生活応援交付事業というよりは、単独事業でそれぞれポイントを絞りながら、やっていければなと感じております。今回先程頂いた非課税世帯だとか、いろいろ国からの支援も手厚くなっておりますし、そして受けられない狭間ということでいろいろ政府も議論しているところでもありますけれども、この先エネルギー・ガソリン含めて今、国際原油は単価的には下がっているという状況ありますけれども、なかなか政府のその支援も原価の下がり具合によって下がっていくという状況でありますので、まだ高止まりしている傾向があるという、これも4月移行多分そういう状況の中で、ある程度の支援すべき状況が見えてくるだろうと思ってますので、その辺で調整をしながらまた新たにどういう形か分かりませんが、町民への支援が応援出来ればなと考えております。

◎ 5 番 (山田顕人)

分かりました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

配布の方法の事についてお伺いしたいんですけども、基本的に取りに来てもらうという形

なんですけども、取りに来れない方ということも予想できるということになるんですけども、その辺の部分です、やっぱり高齢者の方や独居老人の方とか、きちんとした内容が把握できてもらえるのかどうか、その辺について町の方はどのような形でやるのかなと思うんですけど、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

町民への周知につきましては、時間が今回短いということもありまして、今回の防災無線で主に周知を図っていきたいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

分かるんですけども、ただやっぱりきちんと全員に行き渡るような形で、ましてやこの12月になって1番お金の使うような時期なのかなということ、町も考えて早急に出す形なんだろうけども、やはり福祉灯油券もそうでしょうけども、やはり相手に対してこのお金はこういう形で使って下さいというような、きちんと理解してもらって渡せば1番良いだろうけども、どうなんですかね。きちんとやる形はとれるものかなと、私不安なものだからどうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

まず第1弾をですね、今年の5月に実施しておりますので、それと同様な形でしっかり周知して対応していきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第18、意見書案第1号、『刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、五十嵐捷爾君。

## ◎ 7 番（五十嵐捷爾）

意見書案第1号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について。地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和5年12月7日提出。提出議員、五十嵐捷爾。賛成議員、成澤五郎、笠松悦子、松井盛泰、城地秀樹、山田顕人、吉田峰一、木村一、谷口康之、各議員であります。

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言える。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては再審がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国においては、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

記1、再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。

2、再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月7日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。以上であります。

## ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 意見書案第2号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第19、意見書案第2号、『年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、山田顕人君。

### ◎ 5 番（山田顕人）

意見書案第2号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和5年12月7日提出。提出議員、山田顕人。賛成議員、成澤五郎、笠松悦子、松井盛泰、城地秀樹、吉田峰一、五十嵐捷爾、木村一、谷口康之、各の議員です。

朗読をもってかえさせていただきます。

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書。

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。同時に年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になります。脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、令和3年度は9万6千件に達し、過去10年の累計値は72万件を超えました。年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要ですが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となります。

また、同制度は再入国を妨げていないため、のちに我が国で再度就労することができます。外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業、小売業、ならびに宿泊業、飲食サービス、建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種です。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。

日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。特に派遣社員が雇止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じております。



無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては地方財政を圧迫しないよう制度の是正を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月7日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、出入国在留管理庁長官。以上でございます。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、2件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

### ● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第20、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

### ● 閉会宣言

#### ◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。  
したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。  
これで本日の会議を閉じます。  
令和5年第4回知内町議会定例会を閉会します。  
どうもご苦勞様でした。

( 閉会 午後2時02分 )